

雇用ワーキング・グループ関連

提案事項名

1 - 知識社会での地球時間の働き方に向けた制度整備

該当頁

..... 1

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	27年 4月16日	27年 5月15日	知識社会での地球時間の働き方に向けた制度整備	<p>○具体的な要望事項 「ベンチャー企業」「知識社会型対応企業」等に対しては、健康管理の枠組みを担保しつつ、労働時間・休日・休憩・割増賃金がいずれも適用されない制度を構築する。</p> <p>○提案理由・現状の問題点 (1)経済構造は、知識集約型にシフトし、時間ではなく成果が求められるようになっています。また、インターネットというグローバルネットワークにより、ビジネスは国境をまたぐ状況で、地球時間での対応、24時間のグローバルオペレーションが求められている。この結果、時間や場所の制約を受けない柔軟なワークスタイルや成果に基づく業績評価などがますます進み、現行の硬直した労働法制になじまない職種、仕事、働き方は拡大していく。現在、国会に提出されている改正労働基準法案では、「特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)の創設」が導入されたことは、一歩前進したと理解するが、上記の環境変化の中では、この制度の創設だけでは対応しきれない部分がある。</p> <p>(2)ベンチャー企業の場合、多くの従業員が企画型の業務を行い、ストックオプションをもらっていることも多く将来的リターンも大きいことにも留意が必要。また、知識と情報を源泉とした高付加価値型サービスを提供することを中心的な活動とする企業等では、従来の時間という評価軸がなじまないことにも留意が必要。このような企業に対しては、健康管理の枠組みを担保しつつ労働時間制度を適用除外することを引き続き検討していくべき。また、昨今の時代変化に合わせて、新たな企業やベンチャー企業などを代表する委員の追加など労働政策審議会の委員構成の見直しを図っていくべき。</p>	(一社)新経済連盟	厚生労働省